

令和3年度厚生労働行政推進調査事業費補助金  
(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))  
「公的年金制度の所得保障機能・所得再分配機能に関する検討に資する研究  
(21AA2008)」

年金等が障害者の就労・経済状況に及ぼす影響<sup>1</sup>

研究分担者 藤井麻由(北海道教育大学教育学部講師)

研究分担者 渡辺久里子(国立社会保障・人口問題研究所企画部 第1室長)

## 1. はじめに

本研究の目的は、障害年金などの所得保障制度が障害者世帯の就労や家計に与える影響について、厚生労働省が実施した平成23年および平成28年の「生活のしづらさなどに関する調査(全国在宅障害児・者等実態調査)」(以下、「しづらさ調査」)の個票データに基づき、実証分析を行うことである。

近年、日本では障害者数が増えるとともに高齢化が進んでいる。3障害別の障害者数は、2000年代前半から2010年代半ばにかけて、身体障害者数は332.7万人から428.7万人へ、知的障害者数は3.3万人から9.6万人へ、精神障害者数は223.9万人から389.1万人へと増えている<sup>2</sup>。また65歳以上の高齢者が占める割合も、それぞれ60.2%から72.6%、2.8%から15.5%、27.2%から37.2%へと10%ポイント以上伸びており、この15年ほどで急激に高齢化率が高まっている。

障害者数の増加に伴って、障害年金の受給者数も伸びている。障害基礎年金の受給者数は、2000年代前半において129.5万人であったが、2010年代半ばには180.2万人と、増加率は40%近くになっている。また、障害厚生年金の受給者数も33.6万人から41.0万人に増えている<sup>3</sup>。

このように、障害者数の急増や高齢化率の上昇によって、障害者世帯の生活を支える障害年金をはじめとする所得保障制度の重要性は増している。しかし、データの入手が困難なこともあり、障害者世帯において所得保障制度が就労にどのような影響を与えているか、あるいは経済厚生維持に寄与しているのかについて、日本ではほとんど実証的に明らかにされていない。

---

<sup>1</sup> 本研究は、令和3年度厚生労働行政推進調査事業費補助金(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))「公的年金制度の所得保障機能・所得再分配機能に関する検討に資する研究(21AA2008)」の助成により実施された。また、厚生労働省「生活のしづらさなどに関する調査(全国在宅障害児・者等実態調査)」の調査票情報の提供を受け、独自集計したものである。そのため、公表されている数値と必ずしも一致しない。調査票情報の提供においてご協力頂いた関係者各位に深く御礼申し上げます。なお、本稿は未定稿であることから、引用される際は、執筆者に事前に連絡を頂きたい。

<sup>2</sup> 内閣府(2021)。

<sup>3</sup> 厚生労働省「厚生年金保険・国民年金事業年報」各年版。

障害年金などの障害給付 (disability benefits) 制度の影響を評価する国外の研究では、制度の設計が障害を持つ人々の就労を阻害し効率性を損ねているのではないかという問題意識から、彼らの就労状況や就労収入が経済的なアウトカム指標として重視されてきた

(e.g., Bound, 1989; Gruber and Kubik, 1997; Autor and Duggan, 2007; Chen and van der Klaauw, 2008; von Wachter et al., 2011; Maestas et al., 2013; French and Song, 2014; Gelber et al., 2017; Ruh and Staubli, 2019)<sup>4</sup>。しかし近年では、障害給付制度の非効率性だけでなく、その保険としての価値、つまりそれがどの程度障害を持つ人々の経済厚生を維持に貢献しているかという点も検証されるべきとして、消費に基づくアウトカム指標を採用する研究も増えている (e.g., Stephens, 2001; Ball and Low, 2014; Kostøl and Mogstad, 2015; Autor et al., 2019; Meyer and Mok, 2019)<sup>5</sup>。

障害を持つ人々の経済状況や所得保障制度との関係を実証的に示した国内の先行研究として、山田他(2015)と百瀬・大津(2020)が挙げられる。山田他(2015)は、厚生労働省「平成 25 年 国民生活基礎調査」の個票データを用いて、「障害等により手助けや見守りを要する人 (要介助障害者)」と彼らが属する世帯について、要介助障害者が 20 歳以上で特に本人の就労収入がない場合、障害年金などの社会保障給付や世帯員間の所得移転があっても、その貧困リスクは高いことを示している。百瀬・大津(2020)は、厚生労働省「平成 26 年 年金制度基礎調査 (障害年金受給者実態調査)」の個票データを用いて、障害年金受給者の就労状況を中心に、その生活実態を記述している。ここでは、障害年金受給者の間でも、障害種別・障害等級によって、就労収入も年金収入も高いグループと低いグループが存在し、後者は生活困窮に陥りやすいことが明らかにされている。

これらの国内の先行研究に対して、本研究の特徴は二点ある。一点目は、厚生労働省が実施した 2011 年および 2016 年「しづらさ調査」の個票データを用いて、全国の 20 歳以上の在宅の障害者を分析対象とすることである。ここで「在宅の障害者」とは、「障害者手帳 (身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳) 所持者、難病患者及び障害者手帳は非所持であるが、長引く病気やけが等により生活のしづらさがある者 (厚生労働省, 2013, 2018)」と定義される。このことによって、必ずしも介助を必要としない障害者や障害年金を受給していない障害者も含んだ実態把握が可能となる。

二点目は、障害を持つ人々の経済的なアウトカムとして、従来から重視されてきた就労状況や就労収入のみならず、消費水準および消費に基づく貧困 (以下、消費貧困) を代理

---

<sup>4</sup> 理論的には、政府と労働者の間に情報の非対称性があり、政府が労働者の障害のレベルを完全には観察不能である場合、障害を持つ労働者は、実質的な稼得活動に従事することが可能であるにもかかわらず障害給付(disability benefits)を申請及び受給し、労働市場から退出する誘因を持つ可能性がある (Diamond and Sheshinski, 1995)。こうした障害給付制度のモラル・ハザード効果を数量化しようと試みる研究は、欧米各国で 1960 年代頃から労働年齢の障害給付受給者が増加し続け、重要な政策課題となっていた (e.g., McVicar, 2008; Burkhauser et al., 2014) ことを背景に数多く実施され、Haveman and Wolf (2000) によって網羅的にレビューされている。

<sup>5</sup> 障害給付制度で生じるインセンティブと保険のトレード・オフ関係を踏まえたうえで、シミュレーションによって、制度設計を変更した場合に社会厚生がどのように変化するかを示した研究もある (Bound et al., 2004; Low and Pistaferri, 2015; Low and Pistaferri, 2020)。

指標として経済厚生にも着目することである。経済厚生指標として所得と消費のどちらがより適切かということについては、経済理論およびデータの質に基づく議論がある<sup>6</sup>。しかし、消費は、所得だけではなく資産からの取り崩しも反映されるという点においては、世帯の経済厚生指標として所得よりも適していると考えられている。

本稿の構成は以下の通りである。まず第2節では、基本的な分析枠組みについて説明する。次に第3節では、利用データについて記述する。第4節では分析結果を提示し、第5節でまとめを行う。

## 2. 基本的な分析枠組み

本稿では、障害を持つ人々の経済状況を就労および消費の面から捉え、障害年金などの所得保障制度とどのような関係にあるかを検証する。検証にあたっての基本的な推定式は、以下のように記述できる。

$$Y_i = \beta_1 + \beta_2 B_i + \beta_3 X_i + \varepsilon_i \quad (1)$$

ここで添え字*i*は個人を表しており、 $Y_i$ は就労あるいは消費の状況を表す変数、 $B_i$ は所得保障の受給状況を表す変数、 $X_i$ は観察可能な個人の属性を表す変数群である。観察不可能な個人の属性と観測誤差は $\varepsilon_i$ に含まれる。

(1)式の推定により、所得保障が就労および消費に及ぼす因果効果 (causal effect) の推定量を得るためには、たとえば障害の程度等、 $Y_i$ と $B_i$ の双方と関係する個人の属性が全て $X_i$ に含まれていなければならない。本稿では、「しづらさ調査」で集められている個人の属性に関する変数 (第3節を参照) を利用するものの、この条件が満たされていると仮定することは困難である。したがって、得られる推定結果は、障害を持つ人々に対する所得保障と彼らの就労および消費との相関関係を表しているものとして解釈する必要がある。

## 3. 利用データ

---

<sup>6</sup> 経済理論に基づく議論は、以下のようにまとめられる。ライフサイクル仮説/恒常所得仮説によると、将来を見据える (forward-looking) 世帯は貯蓄や借入れを通じて異時点間の消費を平準化するため、年間所得よりも消費のほうが、世帯の経済厚生指標としては適切とされる (Cutler and Katz, 1992)。しかし、この点については批判もある。まず、ライフサイクル仮説/恒常所得仮説に基づいて消費が所得よりも優位にあるという説明は、低所得者や近視眼的な個人、あるいは不完備市場のもとでは成立しない場合がある (Deaton and Muellbauer, 1980; Atkinson, 1998; Zaidi and de Vos, 2001)。また、低消費が消費者の選択によるものであり、自らの意思によって消費貧困に陥っているのであれば、そこから政策的なインプリケーションは得られない (Saunders, 1997; Pendakur, 2001)。データの質に関しては、Meyer and Sullivan (2011)がアメリカの Current Population Survey (CPS), Consumer Expenditure (CE) Survey, Panel Survey of Income Dynamics (PSID)を用いて所得と消費のデータを比較し、特に低所得世帯では、消費に比べて所得のほうが過少報告される傾向にあること、無回答の割合が高いこと、分散が大きいことなどから、低所得世帯の経済厚生指標としては消費のほうが適切であると指摘している。低所得世帯の所得の過少報告同様の傾向はイギリスやカナダのデータでも確認されている (e.g., Brewer, et al., 2006; Brzozowski and Crossley, 2010)。

## (1) 「生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）」

本稿で使用するデータは、厚生労働省が実施した 2011 年および 2016 年「生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）」のクロスセクションの個票データである。「しづらさ調査」は、全国から無作為に抽出された国勢調査調査区に住む「在宅の障害児・者（障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳）所持者及び障害者手帳は非所持であるが、長引く病気やけが等により生活のしづらさがある者）」を対象に実施されている（厚生労働省，2013, 2018）<sup>7</sup>。2011 年調査は調査対象数 27,208 のうち有効回答数 14,243、2016 年調査は調査対象数 13,962 のうち有効回答数は 6,175 であった。今回は二年分のデータをプールして使用する。

## (2) 変数の定義と分析対象

本研究では、就労および消費の状況を表す変数 ( $Y_i$ )、所得保障の受給状況を表す変数 ( $B_i$ )、そしてその他個人の属性を表す変数群 ( $X_i$ ) が必要となる。就労の状況を表す変数としては、就労形態を用いる。ここで就労形態を表す変数は、「日中はどのように過ごしていますか。あてはまるものすべてに○をしてください。」という質問への回答から、「正職員として就労」、「正職員以外（アルバイト、パート、契約職員、派遣職員、日雇い等）として就労」、「自営業」、「福祉的就労」、「非就労」の 5 値変数として作成する<sup>8</sup>。

消費の状況を表す変数としては、一月当たりの本人支出額と消費貧困の状態にあるか否かを用いる<sup>9</sup>。消費貧困は、生活保護基準を貧困線とし、消費支出が生活保護基準未満である場合に貧困とした<sup>10</sup>。なお、「しづらさ調査」には市町村の変数がなく、したがって級地ごとの生活保護基準を設定できないことから、最も基準が高い級地である 1 級地 1 と最も基準が低い 3 級地 2 の 2 つの貧困線から消費貧困を推計する。

所得保障の受給状況を表す変数としては、「あなた（調査対象者）の一月当たりの平均的な収入」の内訳として尋ねている「障害年金などの公的年金等」と「公的な手当」の金額を使用する。受給している公的年金や公的手当の種類に関する情報はなため、たとえば年金では、障害年金、老齢年金、労災保険の年金など、何を受給しているのかなどの区

<sup>7</sup> 平成 23 年の調査では約 4,500 の調査区を、平成 28 年の調査では約 2,400 の調査区を抽出している（厚生労働省，2013, 2018）。

<sup>8</sup> 平成 28 年の調査では、「日中の過ごし方」が「障害者のための通所サービスを利用している」場合にその種類を尋ねているので、通所サービスの種類が「就労移行支援」、「就労継続支援 A 型」、「就労継続支援 B 型」、「地域活動支援センター」、「作業所等」のいずれかである場合に、当該個人の就労状況は「福祉的就労」と定義する。平成 23 年の調査では通所サービスの種類を尋ねていないので、「日中の過ごし方」が「障害者のための通所サービスを利用している」場合で、就労収入が正の場合に、当該個人の就労状況は「福祉的就労」と定義する。

<sup>9</sup> 厳密には支出＝消費ではないが、今回は支出額を使用する。

<sup>10</sup> なお、生活保護基準には生活扶助(第 1 類、第 2 類、障害者加算)、住宅扶助特別基準、医療扶助を考慮した。医療扶助は、支出として記載されている医療費額を用いた。また被保護世帯は、障害者自立支援制度のうち介護給付の利用者負担はゼロとなっていること、介護保険の利用者負担分は介護扶助として給付されていることから、福祉サービスの利用者負担分も生活保護基準に含めた。

別ができない。

その他個人の属性を表す変数群は、基本属性の変数と障害の状態を表す変数に大別される。基本属性の変数は、年齢階級、性別、居住地、同居の状況、住居形態、調査年を表す変数である。障害の状態に関わる変数としては、身体障害者手帳の有無とその等級、療育手帳の有無、精神障害者保健福祉手帳の有無とその等級、障害の期間、および障害の原因を表す変数を使用する<sup>11</sup>。なお、金額を表す変数はすべて、消費者物価指数を用いて平成28年時点の価値に換算している。

本研究の分析対象は、就労に関する分析と消費に関する分析で異なる。就労に関する分析の対象は、20歳から64歳までの男女である。一方、消費に関する分析の対象は、「一人で暮らしている」20歳以上の男女に限定する。単身世帯に限定する理由は、18歳以上の調査対象者について本人以外の世帯員の支出が把握されていないこと、世帯人数の情報がないことによる。これらの制約により、就労に関する分析のサンプル数は6,353、消費に関する分析のサンプル数は3,127になる。さらに、利用する変数に欠測があるため、最終的なサンプル数は、就労に関する分析で3,118、消費に関する分析で1,180に減少する。最終的なサンプルの属性は、参考表1にまとめてある。

### (3)欠測

「しづらさ調査」では変数の欠測が多く、特に収入や支出の内訳項目の記入率は半分程度と著しく欠測の割合が高い（参考表2）。本稿では、内訳項目の一部に欠測がある場合、欠測していない内訳項目の金額だけを足し合わせ、それが総額に一致しているならば、欠測している内訳項目の金額はゼロであるとした。また、収入の内訳項目である「給料・工賃等」が欠測していて、当該調査対象者の就労形態が「その他（非就労）」である場合等、他の調査項目から非該当であると類推される場合、欠測値をゼロに置き換えている<sup>12</sup>。

収入や支出の内訳の欠測に対して以上のような処理を行っても、分析に使用する全ての変数に欠測がないサンプルは就労に関する分析で約50%、消費に関する分析で約38%に過ぎない。欠測がないサンプルとあるサンプルでは、基本的な個人の属性だけを比較しても統計的に有意な差がある点には留意が必要である<sup>13</sup>。

---

<sup>11</sup> 療育手帳の等級に関する情報もあるが、データのコーディングが不明瞭であるため、今回は使用しない。障害の期間は、「障害や生活のしづらさ」が生じ始めた（生活のしづらさがあると気づいた）のは何歳ごろですか」という質問への回答と、調査時点での年齢から算出した。

<sup>12</sup> こうした処理により欠測割合がどのように変化したかは、参考表3の通りである。

<sup>13</sup> たとえば、参考表4にあるように、20歳から64歳までの男女のうち、欠測なしのサンプル（就労分析で使用するサンプル）は、欠測ありのサンプルに比べて関東地方に居住している割合が有意に高く、北海道地方や九州・沖縄地方に居住している割合が有意に低い（有意水準5%、以下同様）。また、一人で暮らしている20歳以上の男女のうち、欠測なしのサンプル（消費分析で使用するサンプル）は、欠測ありのサンプルに比べて20～39歳或いは80歳以上である割合が有意に高く、指定都市に居住している割合が有意に低い。

## 4. 分析結果

### (1)就労分析

#### (a)単純集計

表 1-1 は、就労形態について全体とサブグループごとにまとめたものである。まず、全体では、非就労者の割合は約 56.3%である。就労者のなかでは、正職員として就労している者の割合は約 12.5%にとどまり、正職員以外として就労している者と福祉的就労に従事している者もそれぞれ約 15.3%と 12.3%を占める。就労収入がある者の間では、就労収入の平均月額額は約 15 万円となっている。

次に、年齢別にみると、非就労者の割合は 60 代で最も高く、約 70.3%に及ぶ。20 代・30 代の若年層の就労割合は他の年齢層に比べると高いが、正職員として就労している者の割合は 40 代・50 代の中年層よりも低く、正職員以外として就労している者と福祉的就労に従事している者がそれぞれ約 18.5%と 25.7%を占める。そのため、就労収入の平均月額額は、他の年齢層よりも低い水準にとどまっている<sup>14</sup>。

男女別では、女性のほうが男性よりも非就労者の割合が高い。また、就労していても、正規職として働いている割合が男性よりも低いため、就労収入の平均月額も低く、男性との差は約 8 万円におよぶ<sup>15</sup>。

障害種別にみると、知的障害や精神障害の場合、手帳非保持或いは身体障害に比べて、正職員として就労している割合が著しく低い。特に知的障害の場合、就労割合は他の障害種別や手帳非保持に比べて高いが、就労形態が福祉的就労である割合が約 49.1%に及ぶ。

さらに、公的年金受給額の中央値でサンプルを二つに分けると、受給額が中央値よりも低いグループは高いグループに比べ、非就労である割合が低い。また、一般就労或いは自営業に従事している割合が著しく高く、福祉的就労に従事している割合は低い。

この単純な集計結果からは、就労および就労収入と公的年金受給額の間には負の相関があることが読み取れる<sup>16</sup>。なお、公的年金と公的手当の受給額を合算した値で同様にサンプルを二つに分けても、この傾向は変わらない。

表 1-1: 就労の状況

#### (b)回帰分析

(1)式の被説明変数 $Y_i$ として就労形態を表す 5 値変数を用い、多項ロジスティック回帰分析を行った。相対リスク比の推定結果は表 1-2 の通りである。制御変数 $X_i$ に個人の基本属性のみを含むモデル (Model1) の推定結果からは、一月当たりの公的年金の受給額が高いほど、一般就労や自営業に従事する確率は下がるが、福祉的就労に従事する確率は高く

<sup>14</sup> 60 代と他の年齢層の値には、すべて有意差あり。

<sup>15</sup> 男女の値には、福祉的就労に従事している割合を除き、すべて有意差あり。

<sup>16</sup> 二つのグループの値には、すべて有意差あり。

なることが読み取れる。この関係は、障害の状態を表す変数を制御変数 $X_i$ に加えても、また、一月当たりの公的年金と公的手当の総額を説明変数 $B_i$ にしても同様に成立する

(Model2, Model3)<sup>17</sup>。なぜ公的年金の受給額が福祉的就労に従事する確率と正の相関を持つのかという点については、今後精査が必要である。

障害の状態と就労形態の関係については、以下のことが読み取れる (Model2, Model3)。まず、手帳非保持の場合と比べて、身体障害者手帳を保持しているかつその等級が低い場合、正職員として就労する確率が上がる。また、療育手帳或いは精神障害者保健福祉手帳を保持している場合、福祉的就労に従事する確率が高くなる。個人の基本属性に関しては、年齢が若いグループのほうが一般就労或いは福祉的就労に従事する確率が上がること、女性は正職員として就労する或いは自営業に従事する確率が下がること、親と暮らしている場合は正職員として就労する確率が下がり、福祉的就労に従事する確率が上がること、子と暮らしている場合は正職員として就労する確率が上がることも確認できる (Model1-Model3)。

表 1-2: 就労形態に関する多項ロジット・モデルの推定結果 (相対リスク比)

## (2)消費分析

### (a)単純集計

表 2-1 は、消費貧困および消費水準について、全体とサブグループごとにまとめたものである。まず、全体では、1 級地 1 基準の消費貧困率は約 45.9%、3 級地 2 基準の消費貧困率は約 34.1%である。一月当たり本人支出額の平均値は約 10.4 万円である。

次に、年齢別にみると、1 級地 1 基準でも 3 級地 2 基準でも、年齢が高いグループほど消費貧困に陥っている割合が高いことが分かる。一般的に、高齢者は資産を取り崩すことで引退後に所得が低くても消費水準の維持を図るが、高齢障害者の場合、消費水準でも貧困率が著しく高いことがわかる。特に 80 代以上の場合、1 級地 1 基準の消費貧困率は約 50.9%、3 級地 2 基準の消費貧困率でも約 38.5%と高い。一月当たり本人支出額でも、80 代の平均値は約 9.8 万円と最も低く、平均値が最も高い 20 代・30 代との差は約 2.5 万円である<sup>18</sup>。

---

<sup>17</sup> 被説明変数として就労の有無を表すダミー変数 (就労形態が「非就労」以外の場合=1、「非就労」の場合=0) を用いてロジスティック回帰分析を行っても、所得保障の受給額と就労確率に負の相関があることが確認される (オッズ比の推定結果は参考表 5 の通り)。また、就労しているサンプルに限定し、被説明変数として就労収入を用いて分位点回帰分析を行うと、一月当たりの公的年金の受給額は、すべての分位点において就労収入と負の相関があること示される (推定結果は参考表 6 の通り)。

<sup>18</sup> 80 代以上と他の年齢層 (70 代を除く) の消費貧困割合の値には有意差あり。一月当たり本人支出額に関しては、80 代以上の平均値と有意差があるのは、20 代・30 代および 40 代・50 代の平均値。

男女別では、1級地-1基準でも3級地-2基準でも、女性のほうが男性よりも消費貧困の割合が高く、約49.9%と約37.9%となっている。また、一月当たり本人支出額の平均値も男性より低く、その差は1.9万円程度となっている<sup>19</sup>。

障害種別では、手帳非保持の場合に比べると、身体障害、知的障害、精神障害のいずれの場合でも消費貧困の割合は高くなるが、特に知的障害の場合、1級地1基準で約76%、3級地2基準で約68%と突出している。一月当たり本人支出額の平均値も、知的障害の場合に約8.9万円と最も低い<sup>20</sup>。ただし、サンプルを単身世帯に限定していることもあり、知的障害のケースは25と非常に少ないことには留意が必要である。

最後に、公的年金受給額の中央値でサンプルを二つに分けると、受給額が中央値よりも低いグループは高いグループに比べ、1級地1基準でも3級地2基準でも、消費貧困に陥っている割合が高い。また、一月当たり本人支出額の平均値も低い。したがって、単純な記述統計では、公的年金受給額と消費で測定した経済厚生水準の間には正の相関があることが示されている<sup>21</sup>。なお、公的年金と公的手当の受給額を合算した値で同様にサンプルを二つに分けても、この傾向は変わらない。

## 表 2-1: 消費の状況

### (b) 回帰分析

(1)式の被説明変数として消費貧困(1級地1基準)であることを示すダミー変数を用い、ロジスティック回帰分析を行った<sup>22</sup>。オッズ比の推定結果は表2-2の通りである。制御変数 $X_i$ に個人の基本属性のみを含むモデルでも、個人の基本属性だけでなく障害の状態も制御したモデルでも、一月当たりの公的年金の受給額が高いほど、また、一月当たりの公的手当の受給額が高いほど、消費貧困の状態にある確率は下がることが分かる

(Model1, Model2)。同様の関係は、一月当たりの公的年金と公的手当の総額でも確認できる (Model3)。

障害の程度と消費貧困の関係については、以下のことが読み取れる。まず、手帳非保持の場合と比べて、身体障害者手帳を保持してかつその等級が低い場合には、消費貧困の状態にある確率は下がる。しかし、療育手帳を保持している場合、或いは精神障害者保健福祉手帳を保持してかつその等級が高い場合には、消費貧困の状態にある確率が顕

<sup>19</sup> 男女の値には、すべて有意差あり。

<sup>20</sup> 一月当たりの本人支出額については、手帳非保持の場合の平均値と、身体障害、知的障害、精神障害の場合の平均値の間に有意な差はない。一方、消費貧困の割合は、手帳非保持の場合と比べて、身体障害、知的障害、精神障害の場合に有意に高い(ただし、手帳非保持の場合と精神障害の場合の3級地-2基準の消費貧困の割合には有意な差はない)。

<sup>21</sup> 二つのグループの値には、すべて有意差あり。

<sup>22</sup> 被説明変数として3級地2基準の消費貧困の指標を用いても結果は変わらない(オッズ比の推定結果は参考表7の通り)。

著に上がる (Model2, Model3)。このほかにも、若い年齢層ほど消費貧困の状態に陥りにくく、男性に比べて女性は消費貧困の状態に陥りやすいことが示されている (Model1-Model3)。

#### 表 2-2: 消費貧困 (1 級地-1 基準) に関するロジット・モデルの推定結果 (オッズ比)

次に、一月当たりの本人支出額のログをとった値を被説明変数 $Y_i$ として、(1)式を分位点回帰分析によって推定した。推定結果は表 2-3 に示されている。表 2-3 から、障害の状態が制御されているいなくかわらず、一月当たりの公的年金の受給額および公的手当の受給額は、どの分位点においても、一月当たりの本人支出額と正の相関があることが分かる (Model1, Model2)。さらに、この正の相関は支出額が低位にあるグループほど強く、25%分位点と 75%分位点における差は統計的に有意となっている (有意水準 5%)。つまり、支出額が低位にあるグループでも高位にあるグループでも、公的年金の受給額が高いほど支出額も高くなり、その程度は低位にあるグループのほうが大きい。この点は、一月当たりの公的年金と公的手当の総額を説明変数 $B_i$ にしても同様に成立する (Model3)。

#### 表 2-3: 消費水準に関する分位点回帰分析の結果

### 5. まとめ

本研究では、厚生労働省が実施した平成 23 年および平成 28 年「しづらさ調査」の個票データを用いて、障害年金などの所得保障制度と就労・経済状況の関係について分析した。その結果、主に以下の 2 点が確認された。第一に、20 歳~64 歳の男女について、未就労率は約 56.3%と高く、就労していても就労収入の平均月額額は約 15 万円と低い水準にとどまっている。また、年齢や性別などの個人の基本属性と障害の種別・程度を制御しても、障害年金をはじめとする所得保障の受給額と一般就労に就く確率には負の相関があった。しかしながら、本研究では因果効果の推定を行ったわけではなく、たとえば、所得保障の受給額が低い故に就労せざるを得ないのか、障害年金などの所得保障制度が就労の意志を阻害しているのか等は明らかでない。日本の障害年金は、欧米諸国のように就労収入によって年金支給の有無や年金額が左右される設計にはなっていないので<sup>23</sup>、就労インセンティブに大きな影響を与えることは考えにくい。しかし、知的・精神障害の場合、一部働いているか否かを基準に障害年金の支給・不支給を認定しているケースが見られること (河本、2010) や、有期の場合、打ち切りを恐れて就労しにくい状況になっている事例もあること (青木、2015) が指摘されている。今後、因果効果を識別した分析など、さらなる検証が必要である。

---

<sup>23</sup> ただし、20 歳前障害の場合、障害基礎年金は一定の所得を超えると、2 分の 1 もしくは全額支給停止となる。

第二に、単身世帯の20歳以上の男女の消費貧困割合は約34.1%~45.9%と高い水準にある。また、年齢や性別などの個人の基本属性と障害の程度を制御しても、障害年金をはじめとする所得保障の受給額と貧困に陥る確率の間には負の相関があり、さらに、低消費世帯ほど、所得保障の受給額と消費支出の間に強い正の相関がみられた。したがって、公的年金や公的手当により障害者世帯の家計が一定程度下支えされており、特に低消費世帯ほどその重要性は高い傾向にあることも示唆された。しかしながら、年齢が上がるほど消費の貧困率が高いことから、所得保障としての機能を十分に担っているとは言い難い。一般的に、ライフサイクルを通じた消費の平準化を図ることを目的として、現役時から引退時への所得の移転、つまり貯蓄を行うことで、引退後の所得が低くても消費水準を維持するが、障害者世帯では資産形成が進んでおらず、高齢になるほど消費の貧困率が高くなっていると推察される。

今回の分析にはいくつかの限界があるが、今後の発展の方向性とも絡めて、ここでは三点挙げておく。第一に、既に強調しているように、障害を持つ人々に対する所得保障が彼らの経済状況に及ぼす因果効果を識別している訳ではない。この点に関しては、公的年金が日本の高齢者の所得や貧困に及ぼしている影響について分析している Oshio and Shimizutani(2005)を参考に、操作変数法等を応用できるか検討したい。

第二に、一月当たりの支出額を経済厚生 の指標の一つとしているが、支出額のなかには福祉サービスの利用者負担や医療費も含まれる。今後、公的年金等の受給額によって支出の構成割合が異なるのか、たとえば公的年金等の受給額が高いほど、支出に占める福祉サービスの利用者負担や医療費の割合を抑えることができているのかといった点についても、組成分析により明らかにしていきたい。

最後に、分析に使用する変数に一つでも欠測がある場合はサンプルから除外したが、限られた情報を最大限に利用するためには、多重代入法を採用し、今回得られた結果が欠測に対して一定程度頑健であることを確認する必要がある。

以上のような限界はあるが、日本の障害者世帯の経済状況や所得保障制度との関係について実証的に示されていないことも多いなかでは、既存のデータを利用した現状把握を行うことには意義があると考えられる。今後は、現在あるデータを所与として分析手法の改善を行うと同時に、調査についても、質問内容の吟味や欠測を減らす工夫などにより、収集するデータの質を高めることが求められるだろう。

## 参考文献

- Atkinson, A. B. (1998) *Poverty in Europe*, Blackwell Publisher.
- Autor, D. H. and Duggan, M. G. (2007) "Distinguishing income from substitution effects in disability insurance." *American Economic Review*, 97(2): 119-124.
- Autor, D. H., Kostøl, A., Mogstad, M., and Setzler, B. (2019) "Disability benefits, consumption insurance, and household labor supply." *American Economic Review*, 109(7): 2613-54.
- Ball, S., and Low, H. (2014) "Do self-insurance and disability insurance prevent consumption loss on disability?" *Economica*, 81(323): 468-490.

- Bound, J. (1989) "The Health and Earnings of Rejected Disability Insurance Applicants." *American Economic Review*, 79(3): 482-503.
- Bound, J., Cullen, J. B., Nichols, A., and Schmidt, L. (2004) "The welfare implications of increasing disability insurance benefit generosity." *Journal of public Economics*, 88(12): 2487-2514.
- Brewer, M., Goodman, A., & Leicester, A. (2006) "Household spending in Britain: what can it teach us about poverty?" Bristol, Policy Press.
- Brzozowski, M., & Crossley, T. F. (2011) "Measuring the well-being of the poor with income or consumption: a Canadian perspective." *Canadian Journal of Economics/Revue canadienne d'économique*, 44(1): 88-106.
- Burkhauser, R. V., Daly, M. C., McVicar, D., and Wilkins, R. (2014) "Disability benefit growth and disability reform in the US: lessons from other OECD nations." *IZA Journal of Labor Policy*, 3(1): 1-30.
- Chen, S. and Van der Klaauw, W. (2008). "The work disincentive effects of the disability insurance program in the 1990s." *Journal of Econometrics*, 142(2): 757-784.
- Cutler, D. M., & Katz, L. F. (1992) "Rising Inequality? Changes in the Distribution of Income and Consumption in the 1980's." *The American Economic Review*, 82(2): 546-551.
- Deaton, A. and J. Muellbauer (1980) *Economics and Consumer Behavior*, Cambridge University Press.
- Diamond, P., and Sheshinski, E. (1995) "Economic aspects of optimal disability benefits." *Journal of Public Economics*, 57(1): 1-23.
- French, E., & Song, J. (2014) "The effect of disability insurance receipt on labor supply." *American economic Journal: economic policy*, 6(2): 291-337.
- Gelber, A., Moore, T. J., and Strand, A. (2017) "The effect of disability insurance payments on beneficiaries' earnings." *American Economic Journal: Economic Policy*, 9(3): 229-61.
- Gruber, J. and Kubik, J. D. (1997) "Disability insurance rejection rates and the labor supply of older workers." *Journal of Public Economics*, 64(1): 1-23.
- Haveman, R. and Wolfe, B. (2000) "The economics of disability and disability policy." *Handbook of health economics*, 1: 995-1051.
- Kostøl, A. R., and Mogstad, M. (2015) "Earnings, disposable income, and consumption of allowed and rejected disability insurance applicants." *American Economic Review*, 105(5): 137-41.
- Low, H. and Pistaferri, L. (2015) "Disability insurance and the dynamics of the incentive insurance trade-off." *American Economic Review*, 105(10): 2986-3029.
- Low, H. and Pistaferri, L. (2020) "Disability insurance: theoretical trade-offs and empirical evidence." *Fiscal Studies*, 41(1): 129-164.
- Maestas, N., Mullen, K. J., and Strand, A. (2013) "Does disability insurance receipt discourage work? Using examiner assignment to estimate causal effects of SSDI receipt." *American economic review*, 103(5): 1797-1829.
- McVicar, D. (2008) "Why have UK disability benefit rolls grown so much?" *Journal of Economic Surveys*, 22(1): 114-139.
- Meyer, B. D., and Mok, W. K. (2019) "Disability, earnings, income and consumption." *Journal of Public Economics*, 171: 51-69.
- Meyer, B. D., & Sullivan, J. X. (2011) "Further results on measuring the well-being of the poor using income and consumption." *Canadian Journal of Economics/Revue canadienne d'économique*, 44(1): 52-87.
- Oshio, T., & Shimizutani, S. (2005) "The impact of public pension benefits on income and poverty of the

- elderly in Japan.” *The Japanese Journal of Social Security Policy*, 4(2), 54-66.
- Pendakur, K. (2001) “Consumption Poverty in Canada, 1969 to 1998.” *Canadian Public Policy*, 27(2): 125-149.
- Ruh, P., and Staubli, S. (2019) “Financial incentives and earnings of disability insurance recipients: Evidence from a notch design.” *American Economic Journal: Economic Policy*, 11(2): 269-300.
- Saunders, P. (1997) “Living Standards, Choice and Poverty.” *Australian Journal of Labour Economics*, 1(1): 49-70.
- Stephens Jr, M. (2001) “The long-run consumption effects of earnings shocks.” *Review of Economics and Statistics*, 83(1): 28-36.
- Von Wachter, T., Song, J., and Manchester, J. (2011) “Trends in employment and earnings of allowed and rejected applicants to the social security disability insurance program.” *American economic review*, 101(7): 3308-29.
- Zaidi, M. A. and K. de Vos (2001) “Trends in Consumption-Based Poverty and Inequality in the European Union During the 1980s.” *Journal of Population Economics*, 14: 367-390.
- 青木聖久 (2015) 「障害年金における受給継続と就労との関係— 精神障害を有する本人と家族からのアンケート調査を通して—。」『日本福祉大学社会福祉論集』, 133, 47-73.
- 河本純子 (2010) 「障害年金の認定基準と就労の関係—精神障害・知的障害を中心として—。」『岡山医学会雑誌』, 122(1), 43-54.
- 厚生労働省(2013)「平成 23 年生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）結果」
- 厚生労働省(2018)「平成 28 年生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）結果」
- 内閣府(2021)『障害者白書』.
- 百瀬優・大津唯(2020)「障害年金受給者の生活実態と就労状況」『社会政策』12(2): 74-87.
- 山田篤裕,・百瀬優・四方理人 (2015) 「障害等により手助けや見守りを要する人の貧困の実態」『貧困研究』15: 99-121.

表 1-1: 就労の状況

	就労形態					就労収入 (万円/月)
	正職員(%)	正職員以外(%)	自営業(%)	福祉的就労(%)	非就労(%)	
【全体】	12.540	15.266	6.350	12.284	56.286	15.382
【年齢】						
20～39歳	10.977	18.456	3.016	25.694	44.873	10.804
40～59歳	17.063	15.105	6.434	9.860	54.476	18.440
60～64歳	6.519	12.456	9.430	3.376	70.314	14.762
【性別】						
男性	16.977	13.677	7.199	12.957	51.890	18.589
女性	7.443	17.092	5.376	11.509	61.337	10.305
【障害種別】						
手帳非保持	14.621	17.793	8.000	1.793	59.862	18.689
身体障害者手帳の保持	15.395	12.981	7.306	7.893	58.447	18.419
療育手帳の保持	6.203	15.633	2.481	49.132	30.273	5.061
精神障害者保健福祉手帳の保持	5.430	15.234	3.922	20.211	59.879	8.205
【公的年金受給額】						
受給額≤中央値	18.666	19.179	8.403	5.645	51.443	18.387
受給額>中央値	6.414	11.353	4.298	18.922	61.129	10.532

出所：厚生労働省「生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）」（平成23年、平成28年）から筆者ら作成。

表 1-2: 就労形態に関する多項ロジット・モデルの推定結果 (相対リスク比)

	Model 1				Model 2				Model 3			
	正職員	非正職員	自営	福祉的就労	正職員	非正職員	自営	福祉的就労	正職員	非正職員	自営	福祉的就労
<b>【所得保障】</b>												
log(公的年金受給額(万円/月))	0.579*** (0.034)	0.710*** (0.037)	0.584*** (0.045)	1.553*** (0.094)	0.599*** (0.040)	0.769*** (0.046)	0.567*** (0.048)	1.308*** (0.090)				
log(公的手当受給額(万円/月))	0.372*** (0.065)	0.659*** (0.064)	0.587*** (0.086)	0.915 (0.099)	0.364*** (0.065)	0.672*** (0.066)	0.578*** (0.085)	0.854 (0.101)				
log(公的年金と公的手当の合計受給額(万円/月))									0.531*** (0.034)	0.724*** (0.041)	0.552*** (0.044)	1.206** (0.083)
<b>【基本属性】</b>												
年齢 (基準: 60歳以上)												
20~39歳	2.438*** (0.526)	2.028*** (0.362)	0.381*** (0.112)	5.950*** (1.449)	3.519*** (0.803)	2.158*** (0.415)	0.410** (0.126)	2.973*** (0.794)	3.318*** (0.753)	2.089*** (0.402)	0.399** (0.123)	2.951*** (0.787)
40~59歳	2.669*** (0.462)	1.289 (0.191)	0.664* (0.123)	3.002*** (0.686)	3.223*** (0.574)	1.356* (0.211)	0.682* (0.130)	2.031** (0.492)	3.074*** (0.545)	1.322 (0.205)	0.668* (0.127)	2.023** (0.490)
性別(基準: 男性)												
	0.248*** (0.034)	0.929 (0.107)	0.459*** (0.078)	0.981 (0.125)	0.252*** (0.035)	0.901 (0.106)	0.462*** (0.080)	0.914 (0.126)	0.248*** (0.035)	0.894 (0.105)	0.457*** (0.079)	0.908 (0.124)
住居(基準: 持ち家)												
	1.234 (0.188)	0.907 (0.125)	1.585* (0.357)	0.694* (0.110)	1.072 (0.169)	0.887 (0.125)	1.552 (0.356)	0.792 (0.135)	1.121 (0.176)	0.913 (0.128)	1.578* (0.361)	0.824 (0.140)
同居の状況 (基準: 夫婦で暮らしている)												
親と暮らしている	0.670* (0.107)	1.104 (0.165)	0.865 (0.176)	3.696*** (0.718)	0.701* (0.114)	1.060 (0.163)	0.828 (0.171)	2.469*** (0.522)	0.695* (0.113)	1.053 (0.162)	0.828 (0.171)	2.434*** (0.514)
子と暮らしている	1.757*** (0.265)	1.196 (0.175)	1.213 (0.224)	0.508** (0.122)	1.700*** (0.260)	1.236 (0.186)	1.222 (0.230)	0.795 (0.204)	1.693*** (0.259)	1.225 (0.184)	1.220 (0.229)	0.771 (0.198)
兄弟姉妹と暮らしている	0.766 (0.180)	1.185 (0.226)	0.653 (0.232)	1.308 (0.224)	0.736 (0.177)	1.085 (0.209)	0.610 (0.220)	1.192 (0.217)	0.739 (0.178)	1.087 (0.210)	0.606 (0.219)	1.175 (0.213)
その他の人と暮らしている	0.520 (0.234)	0.692 (0.228)	1.537 (0.622)	0.892 (0.261)	0.518 (0.236)	0.661 (0.220)	1.474 (0.612)	0.781 (0.244)	0.522 (0.237)	0.655 (0.218)	1.452 (0.602)	0.778 (0.244)
一人で暮らしている	0.665 (0.149)	1.099 (0.212)	0.565 (0.171)	1.711* (0.438)	0.696 (0.159)	1.098 (0.215)	0.578 (0.176)	1.908* (0.517)	0.645 (0.147)	1.058 (0.206)	0.567 (0.172)	1.669 (0.448)

(次ページにつづく)

注: \* p<0.05、\*\* p<0.01、\*\*\* p<0.001。カッコ内は標準誤差。居住地・調査年も説明変数に含んでいる。  
出所: 表 1-1 に同じ。

表 1-2: 就労形態に関する多項ロジット・モデルの推定結果（相対リスク比）（つづき）

	Model 1				Model 2				Model 3			
	正職員	非正職員	自営	福祉的就労	正職員	非正職員	自営	福祉的就労	正職員	非正職員	自営	福祉的就労
<b>【障害・健康の状態】</b>												
身体障害者手帳の保持（基準：5・6級）					2.501*** (0.647)	1.477 (0.386)	1.315 (0.460)	0.727 (0.417)	2.386*** (0.613)	1.445 (0.377)	1.294 (0.452)	0.678 (0.385)
身体障害者手帳の保持×1級					0.538* (0.151)	0.309*** (0.095)	0.970 (0.355)	1.670 (0.980)	0.581 (0.162)	0.321*** (0.099)	0.974 (0.355)	1.837 (1.067)
身体障害者手帳の保持×2級					0.562 (0.170)	0.470* (0.147)	0.696 (0.285)	2.083 (1.245)	0.631 (0.190)	0.498* (0.155)	0.710 (0.290)	2.348 (1.391)
身体障害者手帳の保持×3級					0.658 (0.196)	0.668 (0.205)	0.500 (0.219)	1.524 (0.959)	0.711 (0.210)	0.693 (0.213)	0.510 (0.223)	1.625 (1.016)
身体障害者手帳の保持×4級					0.723 (0.211)	0.847 (0.250)	0.890 (0.344)	0.570 (0.417)	0.745 (0.216)	0.857 (0.253)	0.905 (0.349)	0.605 (0.439)
療育手帳の保持					1.060 (0.286)	1.405 (0.303)	1.248 (0.491)	9.368*** (1.823)	1.120 (0.301)	1.439 (0.309)	1.257 (0.493)	9.514*** (1.839)
精神障害者保健福祉手帳の保持（基準：3級）					0.489* (0.159)	1.025 (0.243)	0.779 (0.352)	3.101*** (0.863)	0.499* (0.162)	1.043 (0.247)	0.782 (0.354)	3.080*** (0.848)
精神障害者保健福祉手帳の保持×1級					0.850 (0.491)	0.248* (0.141)	0.244 (0.271)	0.423* (0.171)	0.916 (0.531)	0.258* (0.147)	0.251 (0.278)	0.433* (0.176)
精神障害者保健福祉手帳の保持×2級					0.736 (0.295)	0.693 (0.188)	1.311 (0.665)	0.816 (0.226)	0.779 (0.312)	0.712 (0.192)	1.322 (0.670)	0.860 (0.237)
N	3118				3118				3118			

注：\* p<0.05、\*\* p<0.01、\*\*\* p<0.001。カッコ内は標準誤差。居住地・調査年も説明変数に含んでいる。  
出所：表 1-1 に同じ。

表 2-1: 消費の状況

	貧困率(%)		本人支出額 (万円/月)
	1級地1基準	3級地2基準	
<b>【全体】</b>	45.932	34.068	10.386
<b>【年齢】</b>			
20～39歳	38.200	20.000	12.330
40～59歳	42.000	27.300	11.240
60～69歳	42.400	31.700	10.610
70～79歳	45.000	36.100	10.140
80歳以上	50.900	38.500	9.845
<b>【性別】</b>			
男性	39.400	27.700	11.56
女性	49.900	37.900	9.68
<b>【障害種別】</b>			
手帳非保持	38.547	29.609	10.486
身体障害者手帳の保持	50.469	37.148	10.305
療育手帳の保持	76.000	68.000	8.927
精神障害者保健福祉手帳の保持	56.881	35.780	10.489
<b>【公的年金受給額】</b>			
受給額≤中央値	49.600	38.000	9.832
受給額>中央値	41.900	29.700	10.99
N		3118	

出所：表 1-1 に同じ。

表 2-2: 消費貧困（1 級地-1 基準）に関するロジット・モデルの推定結果（オッズ比）

	Model 1	Model 2	Model 3
<b>【所得保障】</b>			
log(公的年金受給額(万円/月))	0.727*** (0.049)	0.600*** (0.045)	
log(公的手当受給額(万円/月))	0.680*** (0.052)	0.578*** (0.050)	
log(公的年金と公的手当の合計受給額(万円/月))			0.559*** (0.043)
<b>【基本属性】</b>			
年齢(基準：80歳以上)			
20～39歳	0.347** (0.120)	0.114*** (0.047)	0.106*** (0.043)
40～59歳	0.514** (0.115)	0.229*** (0.061)	0.213*** (0.058)
60～69歳	0.668* (0.122)	0.479*** (0.099)	0.465*** (0.097)
70～79歳	0.721* (0.116)	0.604** (0.105)	0.598** (0.105)
性別(基準：男性)	1.419** (0.192)	1.608** (0.234)	1.603** (0.234)
住居(基準：持ち家)	0.802 (0.112)	0.904 (0.136)	0.955 (0.143)
<b>【障害・健康の状態】</b>			
身体障害者手帳の保持（基準：5・6級）		0.539 (0.171)	0.533* (0.170)
身体障害者手帳の保持×1級		5.479*** (1.934)	5.601*** (1.987)
身体障害者手帳の保持×2級		4.458*** (1.695)	4.420*** (1.684)
身体障害者手帳の保持×3級		3.524*** (1.300)	3.624*** (1.344)
身体障害者手帳の保持×4級		1.819 (0.643)	1.838 (0.653)
療育手帳の保持		8.094*** (4.303)	8.545*** (4.548)
精神障害者保健福祉手帳の保持（基準：3級）		1.025 (0.460)	1.050 (0.473)
精神障害者保健福祉手帳の保持×1級		7.492* (7.603)	7.812* (7.979)
精神障害者保健福祉手帳の保持×2級		9.249*** (4.722)	8.991*** (4.586)
N	1180	1180	1180

注：\* p<0.05、\*\* p<0.01、\*\*\* p<0.001。カッコ内は標準誤差。居住地・同居の状況・調査年も説明変数に含んでいる。  
出所：表 1-1 に同じ。

表 2-3: 消費水準に関する分位点回帰分析の結果

	Model 1			Model 2			Model 3		
	q25	q50	q75	q25	q50	q75	q25	q50	q75
<b>【所得保障】</b>									
log(公的年金受給額(万円/月))	0.139*** (0.031)	0.107*** (0.019)	0.085*** (0.020)	0.158*** (0.025)	0.128*** (0.019)	0.101*** (0.021)			
log(公的手当受給額(万円/月))	0.135*** (0.035)	0.092*** (0.022)	0.075** (0.023)	0.126*** (0.028)	0.113*** (0.022)	0.096*** (0.024)			
log(公的年金と公的手当の合計受給額(万円/月))							0.198*** (0.031)	0.145*** (0.023)	0.116*** (0.020)
<b>【基本属性】</b>									
年齢(基準：80歳以上)									
20～39歳	0.266** (0.091)	0.153* (0.074)	0.095 (0.136)	0.459*** (0.120)	0.442*** (0.098)	0.356** (0.124)	0.478*** (0.096)	0.482*** (0.101)	0.400*** (0.102)
40～59歳	0.106 (0.059)	0.060 (0.060)	0.130* (0.066)	0.282*** (0.059)	0.169** (0.064)	0.245* (0.095)	0.282*** (0.067)	0.182* (0.072)	0.284** (0.087)
60～69歳	0.041 (0.052)	0.022 (0.046)	-0.041 (0.037)	0.139** (0.052)	0.066 (0.047)	0.021 (0.062)	0.139** (0.050)	0.076 (0.048)	0.044 (0.050)
70～79歳	0.040 (0.058)	0.027 (0.044)	0.009 (0.038)	0.103* (0.049)	0.064 (0.048)	0.008 (0.037)	0.124** (0.046)	0.053 (0.043)	-0.001 (0.044)
性別(基準：男性)	-0.159*** (0.039)	-0.107** (0.039)	-0.116** (0.036)	-0.152*** (0.041)	-0.144*** (0.035)	-0.113** (0.035)	-0.151*** (0.036)	-0.131*** (0.036)	-0.102** (0.036)
住居(基準：持ち家)	-0.013 (0.043)	0.096* (0.040)	0.165*** (0.039)	-0.013 (0.041)	0.092** (0.034)	0.147*** (0.043)	0.015 (0.039)	0.074* (0.031)	0.132** (0.046)

注：表 2-2 に同じ。  
出所：表 1-1 に同じ。

(次ページにつづく)

表 2-3: 消費水準に関する分位点回帰分析の結果 (つづき)

【障害・健康の状態】							
身体障害者手帳の保持 (基準: 5・6級)		0.040	0.057	-0.080	0.073	0.067	-0.087
		(0.109)	(0.067)	(0.061)	(0.076)	(0.062)	(0.056)
身体障害者手帳の保持×1級		-0.080	-0.116	0.073	-0.113	-0.118	0.075
		(0.106)	(0.070)	(0.076)	(0.081)	(0.062)	(0.070)
身体障害者手帳の保持×2級		-0.153	-0.069	0.049	-0.146	-0.104	0.067
		(0.128)	(0.074)	(0.075)	(0.088)	(0.076)	(0.075)
身体障害者手帳の保持×3級		-0.031	-0.132	0.144	-0.039	-0.143*	0.128
		(0.114)	(0.069)	(0.093)	(0.075)	(0.073)	(0.096)
身体障害者手帳の保持×4級		-0.106	-0.065	0.120	-0.114	-0.056	0.121
		(0.117)	(0.092)	(0.074)	(0.093)	(0.095)	(0.071)
療育手帳の保持		-0.202	-0.319*	-0.088	-0.230	-0.288	-0.076
		(0.245)	(0.153)	(0.200)	(0.283)	(0.154)	(0.200)
精神障害者保健福祉手帳の保持 (基準: 3級)		-0.081	0.168	-0.031	-0.117	0.131	-0.036
		(0.126)	(0.149)	(0.105)	(0.132)	(0.140)	(0.105)
精神障害者保健福祉手帳の保持×1級		-0.289	-0.330	0.186	-0.228	-0.294	0.008
		(0.351)	(0.402)	(0.411)	(0.419)	(0.381)	(0.349)
精神障害者保健福祉手帳の保持×2級		-0.130	-0.460**	-0.285*	-0.055	-0.411**	-0.331*
		(0.130)	(0.145)	(0.143)	(0.138)	(0.136)	(0.135)
N	1180		1180			1180	

注: 表 2-2 に同じ。

出所: 表 1-1 に同じ。

参考表 1: 記述統計

	就労分析		消費分析	
	平均値	標準偏差	平均値	標準偏差
<b>【所得保障】</b>				
公的年金受給額(万円/月)	4.716	7.314	7.469	9.306
公的手当受給額(万円/月)	0.924	3.313	2.815	6.062
<b>【基本属性】</b>				
年齢：				
20～39歳	0.266	0.442	0.047	0.211
40～59歳	0.459	0.498	0.149	0.356
60～64歳	0.275	0.447	—	—
60～69歳	—	—	0.190	0.392
70～79歳	—	—	0.247	0.431
80歳以上	—	—	0.368	0.482
性別(女性=1)	0.465	0.499	0.624	0.485
住居(持ち家=1)	0.742	0.437	0.635	0.482
同居の状況：				
夫婦で暮らしている	0.437	0.496	—	—
親と暮らしている	0.415	0.493	—	—
子と暮らしている	0.267	0.442	—	—
兄弟姉妹と暮らしている	0.105	0.307	—	—
その他の人と暮らしている	0.035	0.185	—	—
一人で暮らしている	0.140	0.348	—	—
<b>【障害・健康の状態】</b>				
身体障害者手帳の保持	0.492	0.500	0.452	0.498
1級	0.171	0.377	0.126	0.332
2級	0.104	0.305	0.078	0.268
3級	0.081	0.273	0.079	0.270
4級	0.089	0.285	0.114	0.317
5級	0.029	0.167	0.035	0.183
6級	0.019	0.135	0.020	0.141
療育手帳の保持	0.129	0.336	0.021	0.144
精神障害者保健福祉手帳の保持	0.213	0.409	0.092	0.290
1級	0.026	0.160	0.007	0.082
2級	0.132	0.339	0.059	0.236
3級	0.054	0.226	0.026	0.160
障害の期間(年)	15.788	13.474	11.824	14.620
障害の理由				
病気・事故・災害	0.729	0.445	0.696	0.460
出生時の損傷	0.063	0.242	0.042	0.200
加齢	0.055	0.229	0.355	0.479
分からない	0.242	0.428	0.128	0.334
調査年(2011年=1)	0.324	0.468	0.319	0.466
N	3118		1180	

出所：表 1-1 に同じ。

参考表 2: 収入・支出内訳項目の欠測割合

	就労分析	消費分析
<b>【収入の内訳項目】</b>		
給料・工賃等	0.640	-
障害年金などの公的年金等	0.527	0.549
公的な手当	0.842	0.770
<b>【支出の内訳項目】</b>		
福祉サービスの利用者負担	-	0.769
医療費	-	0.539
N	6353	3127

出所：表 1-1 に同じ。

参考表 3: 欠測処理による欠測割合の変化

	就労分析		消費分析	
	ローデータ	欠測処理後	ローデータ	欠測処理後
<b>【収入の内訳項目】</b>				
給料・工賃等	0.640	0.295	-	-
障害年金などの公的年金等	0.527	0.203	0.549	0.292
公的な手当	0.842	0.247	0.770	0.308
<b>【支出の内訳項目】</b>				
福祉サービスの利用者負担			0.769	0.170
医療費			0.539	0.285
N	6353		3127	

出所：表 1-1 に同じ。

参考表 4: 欠測がないサンプルとあるサンプルの属性差

	就労分析			消費分析		
	欠測なし	欠測あり	有意差	欠測なし	欠測あり	有意差
年齢：						
20～39歳	0.266	0.275	-0.009	0.047	0.024	0.023***
40～59歳	0.459	0.455	0.003	0.149	0.136	0.013
60～64歳	0.275	0.270	0.006	—	—	—
60～69歳	—	—	—	0.190	0.203	-0.013
70～79歳	—	—	—	0.247	0.289	-0.042*
80歳以上	—	—	—	0.368	0.349	0.019
女性	0.465	0.464	0.001	0.624	0.644	-0.020
居住地：						
指定都市	0.164	0.156	0.008	0.152	0.180	-0.029*
中核都市	0.143	0.132	0.011	0.131	0.138	-0.006
八地方区分：						
北海道地方	0.056	0.072	-0.016*	0.070	0.064	0.006
東北地方	0.047	0.049	-0.003	0.044	0.055	-0.011
関東地方	0.265	0.231	0.033**	0.246	0.214	0.0316*
中部地方	0.150	0.146	0.005	0.128	0.119	0.009
関西地方	0.130	0.138	-0.008	0.139	0.129	0.010
中部地方	0.056	0.058	-0.002	0.056	0.065	-0.009
四国地方	0.039	0.040	0.000	0.044	0.057	-0.013
九州・沖縄地方	0.108	0.128	-0.020**	0.136	0.131	0.004
N	3,118	3,235		1,180	1,947	

出所：表 1-1 に同じ。

参考表 5: 就労に関するロジスティック回帰分析の結果 (オッズ比)

	Model1	Model2	Model3
<b>【所得保障】</b>			
log(一月当たり公的年金受給額)	0.807*** (0.028)	0.765*** (0.030)	
log(一月当たり公的手当受給額)	0.648*** (0.042)	0.621*** (0.042)	
log(一月当たり公的年金 & 公的手当受給額)			0.705*** (0.027)
<b>【基本属性】</b>			
年齢 (基準: 60歳以上)			
20~39歳	2.406*** (0.295)	2.155*** (0.288)	2.061*** (0.276)
40~59歳	1.682*** (0.166)	1.669*** (0.173)	1.614*** (0.168)
女性	0.634*** (0.049)	0.602*** (0.048)	0.595*** (0.048)
持ち家	1.008 (0.096)	1.000 (0.098)	1.033 (0.101)
同居の状況 (基準: 夫婦で暮らしている)			
親と暮らしている	1.249* (0.124)	1.065 (0.111)	1.057 (0.110)
子と暮らしている	1.200 (0.119)	1.309** (0.133)	1.297* (0.132)
兄弟姉妹と暮らしている	1.070 (0.139)	0.942 (0.127)	0.943 (0.127)
その他の人と暮らしている	0.843 (0.174)	0.767 (0.164)	0.751 (0.161)
一人で暮らしている	0.935 (0.126)	0.975 (0.135)	0.925 (0.127)
<b>【障害・健康の状態】</b>			
身体障害者手帳の保持 (基準: 5・6級)		1.715** (0.329)	1.659** (0.317)
身体障害者手帳の保持×1級		0.571** (0.117)	0.600* (0.122)
身体障害者手帳の保持×2級		0.603* (0.131)	0.652* (0.140)
身体障害者手帳の保持×3級		0.664 (0.147)	0.698 (0.155)
身体障害者手帳の保持×4級		0.781 (0.170)	0.793 (0.172)
療育手帳の保持		3.340*** (0.487)	3.429*** (0.497)
精神障害者保健福祉手帳の保持 (基準: 3級)		1.042 (0.184)	1.064 (0.188)
精神障害者保健福祉手帳の保持×1級		0.524* (0.156)	0.550* (0.165)
精神障害者保健福祉手帳の保持×2級		0.903 (0.176)	0.939 (0.183)
N	3118	3118	3118

注: 表 1-2 に同じ。

出所: 表 1-1 に同じ。

参考表 6: 就労収入に関する分位点回帰分析の結果

	Model1			Model2			Model3		
	q25	q50	q75	q25	q50	q75	q25	q50	q75
<b>【所得保障】</b>									
log(一月当たり公的年金受給額)	-0.517*** (0.076)	-0.293*** (0.034)	-0.213*** (0.032)	-0.204*** (0.054)	-0.185*** (0.039)	-0.147*** (0.036)			
log(一月当たり公的手当受給額)	-0.318 (0.245)	-0.235* (0.103)	-0.219* (0.107)	-0.282 (0.248)	-0.112 (0.099)	-0.169* (0.068)			
log(一月当たり公的年金&公的手当受給額)							-0.207*** (0.046)	-0.170*** (0.038)	-0.148*** (0.032)
<b>【基本属性】</b>									
年齢 (基準: 60歳以上)									
20~39歳	-0.364 (0.189)	-0.232 (0.119)	0.025 (0.102)	-0.031 (0.170)	0.183 (0.121)	0.330** (0.111)	0.004 (0.144)	0.213 (0.114)	0.332** (0.104)
40~59歳	0.002 (0.119)	0.114 (0.074)	0.344*** (0.081)	0.231* (0.109)	0.248** (0.080)	0.398*** (0.090)	0.238 (0.126)	0.277*** (0.081)	0.393*** (0.082)
女性	-0.980*** (0.111)	-0.877*** (0.083)	-0.587*** (0.059)	-0.754*** (0.103)	-0.796*** (0.084)	-0.542*** (0.086)	-0.749*** (0.096)	-0.780*** (0.090)	-0.549*** (0.087)
持ち家	0.188 (0.117)	0.221* (0.086)	0.269*** (0.076)	0.110 (0.109)	0.146 (0.075)	0.220** (0.084)	0.115 (0.098)	0.143 (0.074)	0.220** (0.084)
同居の状況 (基準: 夫婦で暮らしている)									
親と暮らしている	-0.763*** (0.174)	-0.512*** (0.088)	-0.452*** (0.071)	-0.317* (0.149)	-0.342*** (0.080)	-0.331*** (0.073)	-0.360** (0.137)	-0.339*** (0.081)	-0.331*** (0.085)
子と暮らしている	0.322* (0.144)	0.205** (0.074)	0.165* (0.075)	0.105 (0.114)	0.147 (0.076)	0.085 (0.071)	0.071 (0.103)	0.162* (0.077)	0.097 (0.076)
兄弟姉妹と暮らしている	0.063 (0.218)	-0.103 (0.177)	-0.162 (0.088)	0.304* (0.147)	0.169 (0.126)	-0.105 (0.108)	0.305 (0.174)	0.160 (0.142)	-0.096 (0.107)
その他の人と暮らしている	0.023 (0.464)	0.095 (0.237)	-0.042 (0.134)	0.356 (0.205)	-0.134 (0.149)	-0.086 (0.169)	0.328 (0.188)	-0.125 (0.154)	-0.068 (0.187)
一人で暮らしている	-0.084 (0.186)	-0.109 (0.115)	0.001 (0.124)	-0.063 (0.171)	-0.085 (0.124)	-0.042 (0.117)	-0.099 (0.152)	-0.070 (0.123)	-0.038 (0.112)

注: 表 1-2 に同じ。

出所: 表 1-1 に同じ。

参考表 6: 就労収入に関する分位点回帰分析の結果 (つづき)

【障害・健康の状態】							
身体障害者手帳の保持 (基準: 5・6級)		0.020 (0.165)	0.069 (0.124)	0.154 (0.108)	0.091 (0.149)	0.073 (0.123)	0.138 (0.127)
身体障害者手帳の保持×1級		0.104 (0.194)	0.038 (0.140)	0.002 (0.104)	0.075 (0.203)	0.034 (0.138)	0.002 (0.120)
身体障害者手帳の保持×2級		0.069 (0.260)	0.070 (0.128)	-0.034 (0.123)	0.094 (0.264)	0.068 (0.112)	-0.020 (0.125)
身体障害者手帳の保持×3級		0.216 (0.191)	0.060 (0.122)	0.024 (0.113)	0.156 (0.223)	0.054 (0.143)	0.018 (0.146)
身体障害者手帳の保持×4級		-0.053 (0.154)	-0.134 (0.119)	-0.097 (0.105)	-0.055 (0.178)	-0.132 (0.123)	-0.097 (0.114)
療育手帳の保持		-1.907*** (0.176)	-1.496*** (0.190)	-0.795*** (0.169)	-1.878*** (0.178)	-1.507*** (0.181)	-0.810*** (0.161)
精神障害者保健福祉手帳の保持 (基準: 3級)		-0.524** (0.192)	-0.502*** (0.121)	-0.561** (0.177)	-0.463* (0.224)	-0.532*** (0.122)	-0.593*** (0.154)
精神障害者保健福祉手帳の保持×1級		-0.535 (0.563)	-0.517 (0.699)	0.393 (0.500)	-0.535 (0.597)	-0.483 (0.703)	0.476 (0.477)
精神障害者保健福祉手帳の保持×2級		-0.806* (0.338)	-0.351 (0.188)	-0.163 (0.184)	-0.810* (0.336)	-0.348 (0.195)	-0.147 (0.177)
N	1008		1008			1008	

注: 表 1-2 に同じ。

出所: 表 1-1 に同じ。

参考表 7: 消費貧困（3級地-2基準）に関するロジット・モデルの推定結果（オッズ比）

	Model1	Model2	Model3
<b>【所得保障】</b>			
log(一月当たり公的年金受給額)	0.762*** (0.053)	0.683*** (0.051)	
log(一月当たり公的手当受給額)	0.751*** (0.060)	0.694*** (0.059)	
log(一月当たり公的年金&公的手当受給額)			0.649*** (0.049)
<b>【基本属性】</b>			
年齢（基準：80歳以上）			
20～39歳	0.274** (0.108)	0.116*** (0.052)	0.108*** (0.049)
40～59歳	0.497** (0.118)	0.286*** (0.078)	0.267*** (0.073)
60～69歳	0.752 (0.143)	0.600* (0.126)	0.581* (0.123)
70～79歳	0.880 (0.145)	0.774 (0.136)	0.766 (0.135)
女性	1.408* (0.202)	1.591** (0.240)	1.589** (0.241)
持ち家	0.868 (0.127)	0.979 (0.151)	1.010 (0.155)
<b>【障害・健康の状態】</b>			
身体障害者手帳の保持（基準：5・6級）		0.480* (0.167)	0.475* (0.166)
身体障害者手帳の保持×1級		4.031*** (1.522)	4.103*** (1.554)
身体障害者手帳の保持×2級		4.895*** (1.948)	4.901*** (1.955)
身体障害者手帳の保持×3級		2.402* (0.961)	2.456* (0.985)
身体障害者手帳の保持×4級		1.950 (0.748)	1.960 (0.754)
療育手帳の保持		8.162*** (4.027)	8.427*** (4.164)
精神障害者保健福祉手帳の保持（基準：3級）		1.047 (0.508)	1.071 (0.522)
精神障害者保健福祉手帳の保持×1級		2.923 (2.773)	3.029 (2.881)
精神障害者保健福祉手帳の保持×2級		3.979** (2.122)	3.935* (2.103)
N	1180	1180	1180

注：表 2-2 に同じ。  
出所：表 1-1 に同じ。